慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四八九〕生命保険の契約者が両親とともに一家心中した場合に保険金受取人の変更の意思表示はなされたが、その通知は保険会社に対してなされていなくても、その変更の効力は生じ新保険金受取人は保険会社に死亡保険金を請求し得ることが認められるとされた事例(福岡高裁平成一八年一二月二一日判決)
Sub Title	
Author	肥塚, 肇雄(Koezuka, Tadao) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2008
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.81, No.7 (2008. 7) ,p.143- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20080728-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

生命保険の契約者が両親とともに一家心中した場合に保険金受取人の変更の意思表示はなされたが、その通知は保険会社に対してなされていなくても、その変更の効力は生じ新保険金受取人は保険会社に死亡保険金を請求し得ることが認められるとされた事例

〔商法四八九〕

（福岡高裁平成一八年一二月二一日判決
平成一七年（ネ）第一〇四〇号
判時一九六四号一四八頁、判タ一二三五号二九六頁
（原判決一部変更、一部取消）（上告）

〔判示事項〕

一　債務の返済に苦慮して両親とともに一家心中を遂げた長男が被控訴人らとの間で締結していた生命保険契約に関し、右心中に先立ち、本件保険金受取人に指定されている父親が作成し、控訴人宛てに本件心中の翌日に届けられた、本件保険金により長男の残した債務の整理方をお願いする旨などが記載された本件手紙の趣旨は、本件保険金受取人を父親から控訴人に変更する旨の長男の意思表示がなされたと解する方がより合理性がある。

二　長男とその両親は本件心中の企図を周囲に覚られないように隠密に行動していたのであり、保険金受取人変更の通知をしなければ被控訴人らに対抗できないなどということを認識し理解していたとは考えられず、同人らが本件心中を決意し敢行するまでの間に、通知をすることを求めるなどということは期待可能性がないことを強いるものであり、被控訴人らが通知がないことを理由に本件保険金の支

払いを拒まなければ、二重払いの危険性を生じるなどという弊害は実際にはおよそ想定し難いので、本件保険金受取人変更について、長男からその旨の通知がない以上、控訴人にこれを支払うことはできない旨の主張は採用できない。

〔参照条文〕

商法六七七条一項

〔事実の概要〕

Aは、Y_1生命保険相互会社（被告、被控訴人〔以下、Y_1社という〕）との間で、次の内容の生命保険契約（以下本件契約1という）を締結した。

契約日　平成九年三月一日
保険契約者　A
被保険者　A
死亡保険金受取人　B男
保険種類　五年ごと利差配当付・定期保険契約特約付普通終身保険
死亡保険金額　二〇〇〇万円（災害以外のとき）
保険証券記号番号　《略》

その後、Aは、Y_2生命保険相互会社（被告、被控訴人〔以下、Y_2社という〕）との間でも、次の内容の生命保険契約を締結した（以下本件契約2という）。

契約日　平成一四年四月一日
保険契約者　A
被保険者　A
死亡保険金受取人　B男
保険種類　五年ごと利差配当付生存給付金付定期保険
死亡保険金額　三〇〇万円
特約保険金額　七〇〇万円

Aは乙山B男とC子の夫婦（以下B夫婦という）の唯一の子であり長男である。

ところで、Aは勤務先の会社の金（約六五〇万円）を使い込み、同社を解雇されてしまった。Aはまたサラ金各社に対し合計三五〇万円にのぼる債務も抱えていたが、無職無収入となって右使い込み金やサラ金への債務の返済の当てもなくなり、親にも相談できずに悩んだ末、自殺を図ったが未遂に終わった。B夫婦は、一睡もせずにAの行方を捜し回り、漸く二日後にAの友人によって発見してもらった。そこで、B夫婦は初めてAの置かれた状況を知らされた。B夫婦にもこれといった資産があるわけではなく、またB男自身も病気がちであるため、到底Aの一〇〇〇万円以上にものぼる借財等を返済する力はないので、親子とも将来を悲観し、生きる気力をなくしてしまった。こう

して、三人で話し合った結果、いっそ三人で心中して楽になろうということになった。A及びB夫婦は、平成一六年九月一〇日早朝、O市のM港岸壁から、B男運転の自動車もろとも海に飛び込んで、一家心中（以下「本件心中」という）を図った。これにより、C子は同日午前四時五〇分ころ上記港で死亡し、Aは同日午前六時三三分、同市のO市立総合病院において、溺水により死亡した。B男はAの死亡後である同日午前六時五六分に、同市内のS病院で、やはり溺水により死亡した。

ところで、C子の実妹であるX（原告、控訴人。ただし、XとC子との間には戸籍上の身分関係がない）は、同月一一日に、同月一〇日消印のある、裏面に差出人として「B男」と書かれた「X」宛の封筒に封入された同年八月二四日付けの手紙（以下本件手紙という）を受領した。すなわち、本件契約1および本件契約2（以下一括して本件契約という）のそれぞれの死亡保険金（以下一括して本件保険金という）の保険金受取人に指定されていたB男から、本件保険金によりAの残した債務の整理等をしてもらいたい旨のX宛の本件手紙がB男らの死亡した翌日に届いた。そこで、Xは、Aが一家心中に先立ち、Y_1社およびY_2社（以下Y_1社らという）との生命保険契約に基づく死亡保険金受取人をB男からXに変更していたと主張し、Y_1社らに対し、生命保険契約に基づき本件保険金を請求した。

原審（福岡地判平成一七年九月二八日判時一九六四号一五三頁）は、「本件手紙においては、Xに保険金を帰属させる旨の意思表示がなされているのではなく、保険金の使途を指定してその実行をXに委託するとともに、残金は乙山家の祭祀に充てることを欲する旨の意思表示がなされているというべきで」「本件手紙において、保険金受取人をB男からXに変更する旨の意思表示があったと認めることはできない。」と述べて、Xの請求を棄却した。

控訴審においては、Xは従前の主張に加えて、B男が保険金請求権をXに死因贈与した旨の主張を追加した。本件手紙の解釈について、本件手紙をもって、Aが、本件保険金の受取人をB男からXに変更する旨の意思表示をしたと認めることができるか、B男が、本件保険金請求権をXに譲渡（死因贈与）する旨の意思表示をしたと認めることができるか（第一の争点）、保険金受取人の変更についての対抗要件の要否（第二の争点）が争われた。なお、Y_1社は上告したが、不受理が決定された（最三小判平成一九年六月一二日平成一九年（オ）第四九五号、平成一九年（受）第五六四号上告不受理）。

〔判　旨〕

原判決一部変更、一部取消

第一の争点

本件保険金の受取人であるB男が本件保険金請求権を取得した上で、これをXに譲渡（死因贈与）するというからには、B男が被保険者であるAよりも先に死亡してしまったのでは前提が成り立たないが、本件心中の方法が一家心中である以上、B男がAよりも先に死亡しないという保証はないから、本件手紙から譲渡（死因贈与）する意思表示を認めるのはいささか無理があり、保険金受取人変更の意思表示と解する方がより合理性があるものと解すべきである。

第二の争点

「(1)　Y_1社らは、保険金受取人の変更につき、保険契約者であるA（又はその相続人）が保険者であるY_1社らに通知するまで、Xを保険金受取人と認めない旨主張する。

確かに、商法六七七条一項は、保険契約者が保険金受取人を変更したときは、これを保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない旨規定し、さらに、本契約1及び2の各約款においては、『（保険金受取人の）変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。』（……）、『（保険金受取人を）変更したときは、保険契約者はその旨を会社に通知して保険証券に裏書を受けることを要します。』（……）と規定され、保険者に対する対抗要件が加重されていることが認められる。

(2)　しかしながら、本件は、上記1において指摘したとおりの特殊異例な部類に属する事案であって、本件手紙に『私達がこんな事を考えているのを皆さんにきずかれないようにするのに精一杯です』としたためられていることからしても、A及びB夫婦において、本件心中の結論に達した後は（そのような結論に到達したのは、本件手紙の文面からして、平成一六年八月二四日の直前であるものと認められる。）、その企図を周囲に覚られないように、ひたすら隠密に行動していたものであることは明らかである。しかも、同人らが、上記通知をしなければ保険金受取人の変更をY_1社らに対抗することができないなどということを認識し理解していたとは到底考えられないのである（……）。

そうであれば、A及びB夫婦が本件心中を決意してからこれを敢行するまでの間に、Y_1社らに対して上記のような通知をすることを求めるなどということは、およそ期待可能性がないことを強いるものにほかならない。しかも、本

件の場合においては、理論上はともかくとして、Y_1社らが上記通知がないことを理由に本件保険金の支払いを拒まなければ、二重払いの危険性を生じるなどという弊害は実際にはおよそ想定し難いのである（……）。

(3) そうすると、本件保険金の受取人の変更について、Aからのその旨の通知がない以上、Xにこれを支払うことはできない旨のY_1社らの上記主張は採用することができない。」

〔研　究〕

1　本判決の意義

本判決の意義は、保険契約者兼被保険者と保険金受取人が家族共同体に属しそれらの者が一度に死を選ぶ一家心中という特殊異例な事案において、保険金受取人変更を通知することは不要であるという新しい判断を示した点にある。

本件判決の特異なところは、保険契約者が保険金受取人変更の意思を明確に表示したわけではなく、本件心中が敢行される前に、保険契約者から保険金受取人として指定されている父親が作成した本件手紙から、本件心中により死に至った親子三人の総意を強調して、保険金受取人が変更されたことを認めた点と、保険契約者から保険金受取人の変更の通知がなされていないから、保険者が通知がない以上新保険金受取人に保険金を支払うことができないという主張を退けた点にある。このような本件判決は保険金請求者を保護するいわゆる救済判決と位置付けることが可能であろう。しかし本判決は保険契約法理に照らすと、複数の問題点を抱える判決であると考えられる。本稿においては、これらの点を明らかにしたい。

本判決を検討するにあたり、本件においては、第一に、Xは保険金をY_1社らに請求し得るか、すなわち、本件心中は保険者免責事由に該当しないか、第二に、本件手紙から保険契約者Aの保険金受取人変更の意思表示を認めた点に合理性が認められるか、第三に、新保険金受取人Xは対抗要件であるAによる通知がなされていなくても保険金をY_1社らに請求し得るか、の三点について考察を試みる。なお、第一と第二とは、本件手紙から認められるAの法律行為の解釈の結果と密接に関連する。すなわち、保険金受取人変更の意思表示が認められるか、譲渡（死因贈与）の意思表示が認められるか、あるいは、遺言による保険金受取人の意思表示が認められるか、その結論によって、保険者免責事由が異なるので、併せて検討する。

2　本件手紙の解釈と保険者免責事由の有無

2―(1)　生命保険契約である本件契約は有効に成立していると解される。したがって、本件契約により保険金受取人であるB男は抽象的な保険金請求権を取得している。ところで、本件契約の保険事故の一つは被保険者の死亡である。本件においては、B男運転の自動車もろともAおよびB夫婦が港の岸壁から海に飛び込むという本件心中により、被保険者Aは溺水を原因として死亡するに至った。本件手紙からB男の保険金請求権をXに譲渡（死因贈与）する意思表示が認められるか、そうではなく、Aの保険金受取人変更の意思表示が認められるか、あるいは、遺言による保険金受取人変更の意思表示が認められるかにより、検討すべきY1社らの免責事由が異なってくる。譲渡（死因贈与）ならば、B男がAを故意により死亡させ（故殺し）たのではないか（商法六八〇条一項二号）が、保険金受取人変更であれば、Aは自殺により死亡したのではないか（商法六八〇条一項一号）が問題になる。

本件手紙に関する情況は次のとおりである。平成一六年八月二四日付けの本件手紙はX宛ての封筒に封入されており、その文面と本件封筒の裏面には差出人としてAの署名はなくB男の氏名のみが記載されていた。本件手紙にも、「私（B男―筆者注）が二人を連れて逝きます」と記載されていて、本件心中にB男が主導的な役割を果たしていたであろうことが十分に推認される。そして、本件封筒の消印は平成一六年九月一〇日であり、同月一一日にXはそれを受領した。しかし本件手紙の末尾には、B夫婦およびAの名の三名の名が記載されていた。本件手紙には、Aの命の代償に得られる本件保険金をもって、Aの不始末の清算（勤務先への使い込み金の支払い、サラ金の返済）をするとともに、B夫婦のD夫（Xの夫）に対する債務の残金一七〇万円を支払い、残余のうちからB夫婦およびAの永代供養料を支払ってもらいたい旨のXへの依頼があった。さらにまた、本件契約の保険証券（二通）に関しては、B男方自宅のちゃぶ台の上に本件契約の保険証券（二通）がおかれていた。

このような事実に照らして、本件手紙が遺言と認められるであろうか。本件訴訟当事者は本件手紙が遺言である旨主張していない。遺言の普通方式としては、自筆証書遺言、公正証書遺言および秘密証書遺言がある（民法九六七条）が、本件手紙は自筆証書遺言（民法九六八条一項）と捉えてもそれを積極的に肯定することは困難であろう。本件手紙はB男主体の文面であるのに、その末尾には親子三名の

名が記載されてはいるが、押印などの厳格な様式を踏まえているという事実が判決文からは読み取れないからである。かりに遺言と認定されても、遺言の主体は保険金受取人のB男であって保険契約者Aではないのだから、本件手紙から保険金受取人変更の意思表示は認められず、B男が取得している保険金請求権の譲渡（死因贈与）[1]の意思表示が認められるかが問題となる。死因贈与契約は死亡を条件とする贈与契約であるから、それが有効に成立するためには贈与者B男と受贈者Xの承諾の意思表示が必要である。Xの主張によれば、本件手紙によってB男の本件保険金請求権の死因贈与の意思表示がなされ、その後Aが同月一〇日午前六時三三分死亡しB男の保険金請求権が具体化して、Xが本件手紙を平成一六年九月一一日に受け取り上記贈与を承諾したという。

たしかに本件手紙の作成者および本件封筒の差出人はB男であるから、B男の自らが取得している保険金請求権を譲渡する意思表示を認めるのが素直であろう。しかし、本判決が指摘するとおり、このような認定をするためには、B男がAよりも先に死亡しないという点が保証されなければならないが、本件心中ではそのような保証はまったくない。この点で、本判決のいう「保険金受取人変更の意思表示と解する方がより合理性がある」といえよう。つまり、本件ではB男による保険金請求権譲渡の意思表示を認めることは合理的ではない。

そうではあるが、かりに「遺言の場を借りた」保険金受取人変更を認める立場にたったとしても、本件手紙からAの保険金受取人変更の意思表示を認めることに対してはなお疑義がある。その末尾に親子三人の名が記載されている本件手紙には、Aの命の代償に得られる本件保険金をもって、Aの不始末の清算などについてXに依頼がなされているが、本件手紙の作成者と本件封筒の差出人はB男であって、Aではないのである。確かに本件契約の保険証券（二通）がB男方自宅のちゃぶ台の上におかれていたが、本判決がさらにわざわざ親子三人の「総意」を強調しそれを踏まえて本件手紙を一家の長であるB男がしたためたと解するのが相当であるといわなければならないのは、Aが保険金受取人変更の意思表示をなしたかについては相当疑わしいからである。[3]原判決が判示したように、「本件手紙において、保険金受取人をB男からXに変更する旨の意思表示があったと認めることはできない。」とするのが素直である。すなわち、本件手紙から窺えるのは、B男が、単に保険金の使途を指定してその実行をXに委託し、残余金は乙

山家の祭祀に充てることを希望として述べているに過ぎないということではないだろうか。

2—(2)　平成一六年九月一〇日午前六時三三分に被保険者Aが溺死したので、保険事故が発生し、その結果Y_1社らは保険金を支払うべき義務を負うように思えるが、保険金受取人であるB男[4]は運転する自動車もろともAと海に飛び込んだのだから、B男は保険契約者兼被保険者Aを故意に死亡させ（故殺し）たことにより保険者Y_1社らは免責されるのではないか（商法六八〇条一項二号[5]）が問題となる。

本件と類似の心中（ただし、子は含まれず夫婦だけの無理心中である）事件として、最小三判昭和四二年一月三一日民集二一巻一号七七頁の事案がある。すなわち、保険金受取人である夫が被保険者である妻を殺害後、引き続き自分自身も自殺し残された子が保険金請求を行った。この事案では、夫（保険金受取人）による妻（被保険者）の殺害は妻の嘱託に基づくか自殺の幇助であると見得るが[6]、この昭和四二年最高裁判決は、保険金受取人による故殺（商法六八〇条一項二号）を問題とし保険者免責の判断を下した。これに対し、本件判決は、「本件心中はあくまで親子三人の総意に基づくものであるから、……本件心中においてB男が主導的な役割を果たしているからといって、同人がAを故意に死亡させたというのは当たらない。」と述べる。本件では、三人で話し合った結果、いっそ三人で心中して楽になろうということになり、A及びB夫婦はB男運転の自動車もろとも海に飛び込んで一家心中を敢行したという点で、B男が、AとC子の自殺の幇助を行ったか、少なくとも嘱託殺人を行ったと捉えられなくはない。上記昭和四二年最高裁判決と本判決との間に、もし事実に対する捉え方の根本的な違いがあるとすれば、上記昭和四二年最高裁判決の事案は、夫がまず妻を殺害するという行為を行いその後自殺という自己自身の行為がある、つまり行為が二つ認められるのに対し、本件心中では、一家三名が心中する意思の下に一つの自動車に乗りB男の運転により海に飛び込むという一つの行為が認められるに過ぎないという点である。おそらく本判決も本件手紙の文面および自動車に乗る際の一家三名の心中の明確な意思および一つの自動車に乗り海に飛び込むというB男の一つの行為に着目し、本件心中について一家の「総意」を強調したのではないかと思われる。

しかし一家の「総意」を強調し本件心中は一家三名が心中する意思の下に一つの自動車に乗りB男の運転により海に飛び込むという行為を一つのものとして認めるのならば、

Aの自殺によるY_1社の免責を問題とすべきではなかったのだろうか。原審判決および本判決からは、訴訟当事者で自殺免責事由を主張している事実は読み取れない。本件約款規定に責任開始日を含めて三年以内の被保険者の自殺免責が定められていれば、少なくともY_2社の本件契約2の契約日は平成一四年四月一日であることは明かであるから本契約2によるY_2社の責任開始日は不明であるとしても、Aの死亡は平成一六年九月一一日であるので、自殺免責条項が適用される余地も十分にあり得る。そのとき、本件心中においてB男が主導的な役割を果たしていたとしても、本件心中は親子三人の「総意」であるから、Aの死亡は「自殺」に当たり、Y_2社は保険金支払義務を免れることになるのではないかと思われる。

3　一家心中の事案と保険金受取人変更の対抗要件の要否

前述したように、本件手紙からは、Aの保険金受取人変更の意思表示があったとは認められないが、本判決は、本件心中の場合には保険金受取人変更の対抗要件としての通知は不要であるという結論を導いている。仮に本件で保険金受取人変更の意思表示があったと認定された場合に問題となるので、検討しておく。

本件契約においては、保険契約者Aは被保険者でもありかつB男が死亡保険金受取人として定められているので、本件契約は他人のためにする自己の生命の保険契約である。

他人のためにする生命保険契約においては、保険契約申込時にあらかじめ保険契約者が保険金受取人の変更権を放棄しない限り、保険契約者は変更権を行使し得る（商法六七五条一項但書）。約款においては、保険契約者の変更権が一般に留保されており、たとえば、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。」等と定めているのが通例である。生命保険契約は長期にわたるのが一般であるため、契約締結当初からの諸事情の変化により、保険契約者が保険金受取人を変更したいと欲するような場合が生じるからである。(7)

保険金受取人変更権の法的性質(8)については、保険金受取人が保険金を取得し得るのは、それが保険契約者の保険料支払いの対価であって、将来保険金を受け取るべき保険金受取人の地位は保険契約者からの恩恵的なものであること、(9)したがって、保険者も保険契約者が新しく保険金受取人に指定変更した結果を尊重するのが望ましいことに鑑みれば、保険金受取人変更権は相手方のない一方的意思表示（形成権）と考えられる。(10)

このように考えたとき、保険者も誰が保険金受取人かについては実務上利害が認められるが、その利害に対する手当として保険金受取人の変更につき保険者に承諾権等を与えるという関与まで認めるのは行き過ぎであり、保険者の利害については対抗要件という手当を講じるべきものであろう。

ところで、本件契約の内容を定める各約款は、「（保険金受取人の）変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」、「（保険金受取人を）変更したときは、保険契約者はその旨を会社に通知して保険証券に裏書を受けることを要します。」（以下本件約款規定という）と規定され、本判決が指摘するように、保険者に対する対抗要件が商法六七七条一項の規定による通知よりも「加重」されている。

そこで、右のような本件約款規定は、商法六七七条一項の規定に照らし無効ではないかが問題となる。[11]

商法六七七条一項の趣旨[12]は、変更権の法的性質が保険者等の相手方のない一方的意思表示（形成権）であるから、変更行為の効力が発生するためには保険者へのその意思表示の到達および保険者の承諾は不要であることを前提として、保険者がその変更権行使の事実を知らないまま保険金を支払う虞があることに鑑みて、保険者の保険金の二重払いの危険を回避することにある。[13] したがって、第一に、対抗要件が充足されるまでは、保険者が旧保険金受取人に保険金を支払っても免責される。[14] 第二に、保険金受取人変更の効力発生要件として、保険者の関与は排除される。

本件約款規定には、対抗要件として通知の他、保険証券への表示・裏書が求められている[15]が、これらは、被保険者の死後に保険金の受け取りをめぐる紛争が生じやすいので権利者の判定のために明確な基準を備える必要があり、また保険会社の大量的事務の迅速確実な処理の必要を充たすのに合理的な条項と認められるのであって、変更の効力発生要件ではないから、本件約款規定は有効と解される。[16][17] このように、本件約款規定は商法六七七条一項の規定をより具体化するものであると解される。なお、本判決も保険契約者が通知をする趣旨は保険者の保険金の二重払いの危険を回避することにあるということを前提にしているようである。

ところで本判決は、本件の一家心中という事件の特殊異例な点を強調し、一家心中を行うことにつき、その「企図を周囲に覚られないように、ひたすら隠密に行動していた」ことおよびAおよびB夫婦が通知が保険金受取人変更の保

険者への対抗要件であることを認識し理解していたとは考えられないことを認め、Y_1社らに変更の「通知をすることを求めるなどということは、およそ期待可能性がないことを強いる」ことになり、「本件の場合においては、……、二重払いの危険性を生じるなどという弊害は実際にはおよそ想定し難い」と述べて、Xには本件契約の各約款が定める対抗要件が具備されていないからXに保険金を支払えないというY_1社らの主張を退けている。

この件は問題があると思われる。まず本判決は、家族が一家心中の企図と周囲に覚られないように隠密に行動していたことおよび通知をしなければ保険金受取人変更をY_1社らに対抗できないことを認識し理解していたとは考えられないことという二点を挙げて、本件約款規定の対抗要件手続を履践すべきことは期待可能性がないことを強いるという。すなわち本判決は、保険契約者側の主観的事情をもって保険金受取人変更につき商法六七七条一項の規定の不適用の場面を認めようとするものである。必ずしもすべての心中事案において、一家心中を決意し敢行する企図を周囲に隠し覚られないように行動するとは限らない。家庭内で問題を抱えていることが周囲にすでに知られ、問題行動を周囲に示して、一家心中を敢行する場合もある。このような事案では、本判決によれば、商法六七七条一項の規定を適用するのであろうか。万一商法六七七条一項の適用を制限する余地を認めるのなら、通知をすることを妨げるような保険契約者側の客観的事情、たとえば、地震などの災害により通信網・交通網が長期間寸断された場合のように通知をする期待可能性がない場合に限られるのではないだろうか。

次に、本判決は、「本件の場合においては、……、二重払いの危険性を生じるなどという弊害は実際にはおよそ想定し難い」と述べている。たしかにそのようにも思える。しかし本件手紙を作成する前に、Aが第三者Dにすでに保険金受取人変更を行っていた場合に、はたして本判決のようにいえるかは疑わしい。本件では、Xだけが保険金を請求したが、かりに本件心中事案において対抗要件が不要であることになれば、第三者Dが判決後にY_1社らに保険金を請求した場合、Y_1社らは保険金を二重払いすることにならないのであろうか。また、本件心中事案において、Xの他に第三者Dが保険金を請求する場合も考えられる。このように、本件心中事案の場合に常に保険金の二重払いの危険が生じるという弊害が想定し難いとはいえないのではないか。

このようにして、本判決には相当問題点があると考えら

れる。

4　結論

以上から、本判決に反対する。

（1）　本件手紙から死因贈与契約の意思表示を認める場合、正確には、それは残債務の支払および永代供養料の支払を依頼しているので、負担付死因贈与契約であろう。

（2）　大塚英明「判解」生命保険判例百選〔増補版〕二一六頁～二一七頁（一九八八年）。

（3）　本判決は、一家心中についての家族構成員の「総意」があったことを強調し本件手紙に認められる意思表示をそれに即して認定しているが、仮にAが未成年者であって、B男が子ども保険または学資保険等についての保険契約者兼死亡保険金受取人であるとき、Aが被保険者になるから、本件のように一家心中する場合でもはたしてAの同意があったと認められるか（例えば、法制審議会保険法部会「保険法の見直しに関する中間試案」一八頁（二〇〇七年）、法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」七〇頁以下（二〇〇七年）、洲崎博史「保険契約法の現代化」保険学雑誌五九九号七三頁～七五頁（二〇〇八年）参照）、つまり「総意」を強調することの合理性についてはやや疑問が残るところである。また、本件契約は自己の生命の保険契約であるから、保険契約者Aが行う死亡保険金受取人変更に際しては、被保険者Aの同意は問題とならないが、かりに本件と同じような一家心中の事案であっても、保険契約者がB男であるときは、Aを被保険者に指定している子ども保険または学資保険等が締結されていた場合、被保険者Aの同意（商法六七四条一項）は必要でありその点で議論の余地が出てくるであろう。

（4）　平成一六年八月二四日付けの本件手紙から、Aの保険金受取人変更の意思表示が認められないことを前提とすると、同年九月一〇日にB男が死亡する直前まではなおB男が保険金受取人のままである。

（5）　Y_2社の本件契約の内容を定める約款一条には「故殺」免責に該当する旨が定められている。

（6）　大澤康孝「判解」生命保険判例選〔増補版〕一五二頁～一五三頁（一九八八年）。

（7）　日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務』二二八頁（金融財政事情研究会、二〇〇四年）、山下友信『保険法』四九五頁（有斐閣、二〇〇五年）。

（8）　第一六九回国会閣法第六五号として内閣から提出されている保険法改正案では、生命保険契約の保険金受取人変更についての規定が次のとおり整備されている。なお、同法案は、二〇〇八（平成二〇）年五月三〇日に成立した。

「（保険金受取人の変更）

第四十三条　保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2　保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってする。

3　前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

（遺言による保険金受取人の変更）

第四十四条　保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができる。

2　遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。」

(9)　西嶋梅治『保険法〔三版〕』三三三頁（悠々社、一九九八年）。

(10)　最一小判昭和六二年一〇月二九日民集四一巻七号一五二七頁は、「商法六七五条ないし六七七条の規定の趣旨に照らすと、保険契約者が保険金受取人を変更する権利を留保した場合（同法六七五条一項但書）において、保険契約者がする保険金受取人を変更する旨の意思表示は、保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生ずるものであり、また、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してしてもよく、この場合には、保険者への通知を必要とせず、右意思表示によって直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるもの」と述べる。

(11)　ある約款規定上対抗要件の形式をとっても商法六七七条の規定よりも加重された方式に合理性がなければ、その約款規定は消費者契約法一〇条の規定に抵触し無効になり得る可能性が大きくなる。

(12)　保険実務においては、保険会社は、保険金受取人変更請求書の提出により、被保険者が保険金受取人変更に同意しているか、被保険者と無関係な者が保険金受取人に変更されるなどのモラルリスク的な要素がないかも、チェックしているということである。日本生命保険生命保険研究会編著・前掲注(7)二三四頁。

(13)　商法六七七条一項の規定は、民法の債権譲渡に関する規定を保険法的に技術化したものである。民事法判例研究会『判例民事法（20）昭和一五年度』五二六頁〔石井照久〕（有斐閣、復刊、一九五四年）、青谷和夫『改訂保険契約法論Ⅰ（生命保険）』三五五頁注(1)（千倉書房、再版、一九七四年）。

(14)　最一小判昭和六二年一〇月二九日民集四一巻七号一五二七頁。西嶋・前掲注(9)三三三頁。東京高判昭和四七

年七月二八日下級裁判所民事裁判例集二三巻五～八号四〇三頁。

(15) 承認裏書を要求する約款規定を保険金受取人変更行為の効力発生要件と解する余地もあるとする見解（野津務「判批」民商法雑誌八巻六号一一五七頁（一九三八年））もある。しかしこのように解するならば、保険契約者の変更行為の効力発生如何が保険者の承諾の有無に左右されることになる結果（東京高判昭和四七年七月二八日下民集二三巻五～八号四〇三頁は「約款の規定による保険者の承認の裏書を指定変更の効力発生要件と解するとすれば、保険者をして不当に保険契約者の留保した指定、変更権に干渉せしめることとなるといわなければならない」と批判する）、保険金受取人変更権の法的性質に矛盾するので、約款規定は無効とされるべきであろう。山下友信「判解」生命保険判例百選〔増補版〕四一頁（一九八八年）。

(16) 西嶋・前掲注(9)三三三頁。山下（友）・前掲注(15)四一頁。東京地判昭和四五年三月一二日判時六〇一号九一頁

(17) 日本生命保険生命保険研究会編著・前掲注(7)二三四頁によれば、保険会社が本件約款規定のように対抗要件を商法上の通知よりも加重して定めている趣旨は、大量事務処理を円滑に進めるための他、「保険契約者に保険金受取人が誰になっているかの確認を促すため」であるという。

（二〇〇八〔平成二〇〕年五月三一日稿）

肥塚　肇雄

（附記）本稿は、二〇〇八（平成二〇）年四月二六日（土）に開催された慶應義塾大学商法研究会における報告をまとめたものである。また、同年五月一六日（金）に開催の平成二〇年度第一回保険事例研究会（大阪）において、本判決関係資料、山下典孝大阪大学准教授による本判決についての判例研究報告およびそれに対する質疑に接した。

脱稿後、右研究会報告をまとめた山下典孝「本件批判」保険事例研究会レポート二二四号一三頁以下（二〇〇八年）に触れた。